

医療機関等の受診は「マイナ保険証」で

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は
使用できなくなります。

マイナンバーカードに保険証利用の登録を行い、「マイナ保険証」を利用しましょう！

保険証・マイナ保険証の取扱い																																			
年	令和6年					令和7年												令和8年																	
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	...	1	2	3	4	5	6	7	8	...
					制度改正日 (令和6年12月2日)												経過措置期間終了 (令和7年12月1日)																		
保険証																	※経過措置期間 終了後使用不可																		
マイナ保険証																																			

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、
ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。
手続きは簡単ですので、まだ登録がお済みでない方は、
お早めに利用登録をお願いいたします。

マイナ保険証の
利用登録は、
お済みでしょうか？



< 保険証利用の登録 >

1

スマホで
簡単！



マイナポータル

2

受診時に
簡単に
できます！



医療機関等窓口のカードリーダー

3

カードを
かざし、
4桁の
暗証番号を
入れるだけ！



セブン銀行 ATM

マイナポータルで「医療費情報」
や「わたしの資格情報」が確認
できます。確定申告や給付の
申請にもご活用いただけます。

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの
詳細は二次元コードからご確認ください。

厚生労働省作成動画
【どうやって申し込むの？
今すぐできる！簡単申込編】



全国健康保険協会 山梨支部

協会けんぽ

☎055-220-7750(代表)

〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスクビル4階
営業時間/8:30~17:15(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
申請書はホームページからダウンロードできます

山梨支部
ホームページ

事業所様へ資格確認書の 「送付予定対象者一覧表」を送付いたします。

資格確認書について

マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ資格確認書を提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

令和6年11月30日までに加入された方のうち、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない方に対して、資格確認書を一括発行いたします。

資格確認書は被保険者様宛に順次送付いたします。

送付時期:令和7年10月(予定)



資格確認書の「送付予定対象者一覧表」について

事業所様に、資格確認書の送付予定対象者をお知らせします。

資格確認書の「送付予定対象者一覧表」は、事業所様宛に順次送付いたします。

※送付予定対象者がいない場合、事業所様への送付はございません。

送付時期:令和7年8月(予定)

山梨産業保健総合支援センターによる メンタルヘルス対策「訪問支援」のご案内

あなたの職場で、メンタル不調でお休みされているなど
「メンタルヘルス」のお悩みはありませんか。

さんぽセンターでは、公認心理士や社会保険労務士等の専門スタッフが、
「心の健康づくり計画の策定」「ストレスチェック実施に向けた支援」「復職支援
プログラムの作成」「管理監督者向け研修(ラインケア)」「若年労働者向け研修
(セルフケア)」の開催などメンタルヘルス対策のサポートをします。



独立行政法人労働者健康安全機構 山梨産業保健総合支援センター
【相談・支援のお申込方法】

電話の場合

055-220-7020

(受付時間 平日 8:30~17:00)

メールの場合

センターホームページトップ画面右上「お問い合わせ」から

